

2005年7月1日(金)

JaLSA 全国日本語学校連合会 会員ニュース No.23

全国日本語学校連合会事務局
〒133-0057 江戸川区西小岩 1-22-5
東京日英学院内 203
TEL 03-3672-7470 FAX 03-3672-7472
E-mail office@jalsa.jp

日振協との初めての会議を開催

当連合会と日振協との初めての会議を、6月29日(金)午後3時から代々木のオリンピックセンターで行ないました。日振協からは佐藤理事長始め、木原専務理事、濱口、小木曾両理事、江副、丸山両評議員と事務局から石川参事、妹尾部長の8人が出席しました。また、当連合会からは、荒木理事長、泉岡副理事長を始め、鈴木(修)、林、長岡、鎌田の4理事と、事務局から本田、奥村が出席しました。

この会議は、自民党の入管政策等小委員会(以下、下村委員会と略称)委員長の下村博文代議士の意向を受けて当連合会が会議を申し入れたものです。若干のいきさつがありますので、簡単に説明します。

過日の自民党の下村委員会のヒアリングで、自民党の代議士から「日振協は日本語学校を審査・認定する権限を有しているにもかかわらず、日本語学校を指導・監督をする権限がないとは何事か。それならば、本当に日振協が必要なのか。もし、必要だとするならば、法的にきっちりと日振協の位置付けをするべきである」という意見が出されました。これを受けて、日振協は同委員会に、23小項目(8大項目)からなる「財団法人日本語教育振興協会の事業等の概要」と「日本語教育の振興を図るために必要な事業」(6項目)(以下、この2つを日振協ペーパーと略称)を提出しました。下村代議士から、当連合会に対して、この日振協ペーパーについて、連合会はどう考えるか、という質問がありましたので、理事会で検討したところ、多くの点ではほぼ了承できるものの、いくつかの基本的な点では了承できないという結論になりました。

この意見の相違の最大の理由は、一言で言えば、当連合会は「日振協は組織・事業をスリム化し、審査・認定業務に特化すべきである」という主張に対して、日振協は「社団的財団として日本語教育に関することはすべて日振協でやるのだ」という根本的な認識の差にあります。

このことを、下村代議士に、連合会の意見として説明したところ、「日振協と連合会の意見に相違のあるままに、自民党の小委員会に話しをもっていきも、收拾がつかなくなるので、日振協とよく話し合うように」とのアドバイスを受けて今回の会議が行われたものです。

会議では、冒頭に「4月生、7月生の厳しい入管の許可率で、日本語学校が青息吐息の状態にあり、このまま10月生の審査・発表になれば、日本語学校は倒産の嵐に巻き込まれる、という現状をどう認識し、どのように解決をしようとしているのか」につい

て率直な意見が交換されました。解決策には相違はあったものの、この厳しい状況認識ではほぼ一致しました。

本題の日振協ペーパーについては、「何でもやる日振協」と「審査・認定に特化」という連合会の主張は平行線をたどり、日振協ペーパー、一つひとつの項目の検討には入れませんでした。このままの状態が続き、平行線のままでは、日振協ペーパーも連合会の意見も、下村委員長の所から先には一步も進まない、という最悪の状況になりますので、8対8の大人数の会議ではなく、決済権限を有する小人数の会議の開催を申し入れましたが、会議では明確な確約はいただけませんでした。現在、鈴木(修)理事を窓口として、日振協と折衝中です。動きがあり次第、また会員の皆様にはお知らせします。

なにはともあれ、意見の相違は相違としても、日振協と連合会が同じテーブルに初めてついたということは「ご同慶の至り」といえないでしょうか。

戸口簿の研究会を近日開催

入管行政等対策部会(略称:入管部会、泉岡春美部会長)では、「戸口簿」についての研究会開催の準備を進めております。前項にもありますように、このまま10月生の審査・発表となれば、日本語学校にとってゆゆしい事態にもなりかねません。10月生の入管の審査期間中、われわれの声を機会あるごとに入管に伝え、少しでも許可率が高まるような運動をする必要があると思います。

大勢の会員のご参加をお願いします。